

令和7年度

第1回 三種町国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時：令和7年5月26日（月）
午後1時30分～午後2時25分
場所：三種町役場 第1会議室

1. 委員定数 9名（定足数5名）

2. 出席及び欠席委員

○出席（7名） 加賀谷道則、佐々木里史、加賀谷由美子、戸松大輔、
川村美樹子、工藤春信、船木政廣

○欠席（2名） 菊地次郎、大淵宏道

3. 議事録署名員及び書記

議事録署名員 加賀谷由美子、戸松大輔

書記 健康推進課 課長補佐 牧野和歌子

4. 事務局側出席者

町長 田川政幸

健康推進課 課長：大高博充、課長補佐：牧野和歌子、係長：田中友樹

税務課 課長：三浦幸綱、課長補佐：阿部悟、係長：館岡知弘、
主事：清水音色

5. 会議成立の報告、開会 午後1時30分

大高課長：

本日の出席者委員は、定数9名のうち7名の出席となっております。

2分の1以上の出席でございますので、三種町国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたします。

ただいまから令和7年度第1回三種町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

6. 職員紹介

大高課長：

人事異動により関係職員も変わっておりますので紹介をさせていただきます。

健康推進課は、私、大高が課長として4月に着任しております。

また、国民健康保険担当として新たに田中が医療年金係長として着任しております。

税務課は、三浦税務課長、国保税担当として清水主事が着任しております。

また、本日は国保税に関する案件となりますので、税務課より阿部課長補佐と館

岡賦課係長の2人がサポートとして出席しております。
どうかよろしく願いいたします。

7. 会長あいさつ

船木会長：

ご案内を申し上げたところご参加ありがとうございます。
お礼申し上げます。

ちょうど今日は県民防災の日ということで、42年前を思い出しました。
私は当時、ちょうどこの近くの店で食事をしようかなという時に地震に襲われて
非常に恐ろしい経験をしたことを覚えています。

そのことを考えながら、ここへ向かってまいりました。

そういうなかで、今日の北羽新聞の渟城雑記に「縮小社会の防災」ということで
書いておられたんですが、当時の42年前の能代山本の人口から、今現在、4割
強が減っているとのことで、びっくりしました。

地震もこわいですが、人口がなくなるというのも非常にそれ以上にこわい状況か
なと思っております。

我々一人ひとり微力ですが、特に町長からも全力で頑張ってくださいたいと、そ
ういうこともお願いしながら挨拶いたします。

どうか今日はよろしく願いいたします。

8. 町長あいさつ

田川町長：

本日は令和7年度第1回三種町国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして
誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から町政の推進をはじめ、国保事業の円滑な推進、運営にご
理解をいただき、貴重なご意見ご提言を賜っておりますことに心からお礼申し上げ
ます。

先ほど船木会長から大変重いお言葉をいただきましたので、秋田県、日本全体も
そうですが、人口減少が大変厳しい状況であります。

これを克服するには、やはり若い方々が地域に残って少子化をしっかりと克服し
ていくというのが、やはり大事だなと思っております。

これまで町としても少子化対策、若者定着に力を入れてきておりますが、なかな
か効果、結果が出ていないというのが現状であります。先般就任した鈴木知事
もそこを第一に頑張りたいという話をしてしますので、県のご指導のなか、三種
町独自の施策をしっかりと展開しながら、今後も人口減少問題に取り組んでいき
たいと考えております。

さて、昨年度は国保税の算定方法についてこれまでの4方式から資産割を廃止し

た3方式へ変更し、より公平な賦課に努めて参りました。

しかし、加入者の減少や一人あたりの医療費の増加など制度を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、今後もこの制度を支え皆様が平等な医療を受けられるよう、将来にわたって健全な運営に取り組んで行かなければならないものと考えております。

本日は条例改正の専決処分の報告と、国保特別会計6月補正予算に加え、国保税率の改正についても協議をお願いすることとなっておりますので、皆様からは的確なご助言ご提言賜りますよう、心からお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

9. 議事録署名員及び書記の選任

大高課長：

議事に入らせていただきます。

規則第6条で会長が議長となることと規定されておりますので、会長に議事進行をお願いします。

船木会長：

次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに議事録署名員及び書記の選任について、当職から指名してよろしいでしょうか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

議事録署名員は加賀谷由美子さん並びに戸松大輔さん、書記は健康推進課 課長補佐 牧野和歌子さんをお願いします。

よろしくお願ひします。

10. 報告事項

船木会長：

次に、報告事項を議題にいたします。

三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これは専決処分をされておるわけですが、事務局よりご説明をお願いします。

清水主事：

三種町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

条例案の要旨に沿って説明いたします。

改正点は次の2点です。

1点目は、限度額の引き上げについてです。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令において、保険税の課税限度額の引き上げが行われたことから、本条例においても同様に改正を行います。

詳しい内容については条例案の要旨の①限度額の引き上げ（第4条）の表をご覧ください。

医療分について1万円、後期分（支援分）について2万円引き上げとなります。これにより、医療分の限度額が66万円、後期分が26万円、介護分が17万円となり、全体で限度額が109万円に引き上げられます。

改正点2点目は、軽減判定基準額の見直しについてです。

この軽減制度は、世帯の所得が一定額以下の場合に、所得に応じて均等割・平等割が軽減される制度です。

条例案の要旨の②軽減判定基準額の見直し（第25条）の表をご覧ください。

5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円に、それぞれ基準額が引き上げとなります。

この基準額が引き上げられたことによって、対象となる世帯が増え、低所得者層の負担が軽減されることとなります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とします。

専決処分書および新旧対照表を資料として配布しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

船木会長：

事務局から説明ありましたが、ご意見ありますか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

これは国の政令が変わったことに基づいてそれに倣って行うものであり、既に専決処分されておりますので、本案を原案どおり承認いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありましたので、本案を原案のとおり決定したいと思います。

11. 協議事項

（1）令和7年度国保税率改正（案）について

船木会長：

次に協議事項ですが、はじめに令和7年度国保税率改正（案）についてを協議い

たします。
事務局より説明をお願いいたします。

田中係長：

説明の前に、委員の方へ事前にお渡ししている資料の差し替えについて連絡させていただきます。

委員の方へ事前にお配りしている資料2についてですが、令和6年度の見込みの数値を令和7年5月22日現在の最新の数値にしたことと、資料の追加をしたことにより、差し替えをお願いします。

詳細は後ほど説明いたします。

資料2を使いまして説明いたします。

はじめに1ページ目、令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計決算見込を説明いたします。

歳入合計19億7,191万1,000円、歳出合計19億5,086万6,000円、差引2,104万5,000円となり、この額が翌年度へ繰り越しとなる見込みです。

単年度収支は、税率改正の影響もあり、2年ぶりに黒字となる見込みです。

次に2ページ目をお願いします。

世帯数および被保険者数の推移について説明いたします。

令和元年度から令和7年度の見込みまでの国保世帯数および国保被保険者数の推移を載せておりますが、令和7年度は国保世帯数は2,012世帯、対前年度比94.19%、被保険者数は2,925人、対前年度比91.92%と見込んでおります。

3ページ目をお願いします。

保険給付費の推移について説明いたします。

見込額については、はじめに1人当たりの額を試算し、その額に被保険者数を乗じて、積算しております。

(1) 療養給付費は、医科、歯科、調剤等にかかる医療費で、令和7年度の見込は、1人当たり39万6,903円、支払額は11億6,094万円

(2) 療養費は、整骨院等に係る医療費で、1人当たり2,900円、支払額848万3,000円

(3) 高額療養費は、療養給付費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた額が支給される制度で、1人当たり6万7,200円、支払額1億9,656万円となっています。

4 ページでは、2 ページ目と 3 ページ目で説明した保険給付費や、世帯数、被保険者数の推移をグラフで表しています。

まず、左上の給付種別ごとの推移についてですが、全体を表している棒グラフを見ると、給付費全体ではやや横ばい傾向か、若干の減少傾向にありますが、下の世帯数、被保険者数の推移では、いずれも減少傾向が確認できます。

その結果、右上のグラフになりますが、1 人あたりの給付費は、増加傾向になっています。

5 ページ目をご確認をお願いします。

税率の改正について、健康推進課で試算した案を説明させていただきます。

今回は、令和 7 年度において見込まれる所得から国保税を算定したところ、税収の増が見込まれたことから、国保税の内訳の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの所得割について減額となる案を算定しております。

算定の方法は、需要額となる「国民健康保険事業費納付金」の内訳である「医療分」「支援金分」「介護分」ごとの額に対する財源を、令和 7 年度の賦課情報により、国保税試算システムを用いて積算しております。

税率について説明いたします。

令和 7 年度（案）は医療給付費分の所得割が 5. 76%、対前年度比△1. 76 ポイント、後期高齢者支援金分の所得割が 2. 56%、対前年度比△0. 11 ポイント、介護納付金分の所得割が 1. 88%、対前年度比△0. 10 ポイントとなっております。

今回の算定では、所得の増加による税収の増が見込まれるための改定であるため、所得割の改定のみ行い、均等割と平等割は、据え置く事として試算しています。その結果、現行税率による場合の賦課額と比べた場合、3, 318 万 2, 000 円の減額を見込んでおります。

応能割、応益割については、所得の増の影響もあり、応能割 54. 8%、応益割 45. 2%となっております。

6 ページ目をご確認をお願いします。

今回の改正で見込まれる事業費納付金と国保税などの充当財源の比較をまとめています。

国保特会は、事業費納付金以外にも、国・県の支出金を財源としている事業を行っておりますが、国保税を財源としている事業費納付金と、それに関係する財源の収支を表しています。

表の中ほどの支出の部に、「事業費納付金②」と書いている行がありますが、これが、事業費納付金で、前々年度の保険給付費の額に応じて請求されますが、令和 7 年度は、3 億 9, 467 万 7, 000 円となっております。

本来であれば、令和 5 年度の保険給付費に応じた額となると見込まれていました

が、特殊要因により、大幅に減少しています。

特殊要因については、7ページ目で説明しますが、所得の増加と納付金の減少という2つの大きな要因により、令和7年度の納付金についての収支の差額は、「差引額①－②」に記載のとおり、1億744万 2, 000円と見込んでいます。

そして、納付金が減額となった理由についてですが、7ページ目をご確認お願いします。

県からの「令和7年度国保事業費納付金の算定結果について」という文書載せています。

下段の「(4) その他の留意事項」をご確認お願いします。

「令和7年度事業費納付金について、前期高齢者交付金が前年度比で約19億円増加したこと等により、市町村の1人当たり国保税額が前年度と比べて減少する結果となったが、これは令和5年度前期高齢者交付金概算額が過少かつ、社保への適用拡大の結果、令和5年度前期高齢者交付金精算額が増えたという特殊な要因によるものであり、令和8年度以降は、国保税負担が令和6年度と同等以上に増えていくものと推測されるので、各市町村においては、税率の乱高下が生じないように国保税率の見直しについて慎重に検討していただきたい」と書かれています。

県でも「特殊な要因」と述べているとおり、令和7年度は、特殊な要因によって、納付金が減少しており、来年度以降は、令和6年度と同等以上と書かれているため、4億5, 236万7, 000円と同等以上になると推測されます。

また、県からも、「税率の乱高下が生じないように」と書かれているとおり、税率改正の際の下げ幅については、慎重に検討したいと考えております。

資料2についての説明は以上です。

船木会長：

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

委員：

5ページに「県が算定した標準的な水準の税率」とありますが、この税率をもっていけば町の国保会計というのは十分満たされる算定の保険税率となっているのでしょうか。

今回の税率案が町の予算的なものだとすれば、医療給付費分の所得割は約1%位違いますし、逆に後期高齢者支援金分と介護納付金分は高くなっている状況ですが。

県が算定した標準的な税率で国保の予算が間に合うという試算なんですかね。

大高課長：

この市町村標準保険税率というのは、県内統一の算定方式、三方式によって、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を示すものでございます。

県が算定した理論上の数値となります。

各市町村の目安ということで、統一した算定ルールに基づき県が算出した理論上の数値、これを参考に、各市町村が個別に状況をふまえて決定する、そのことに留意してくださいという資料がございます。

特にこの標準税率で試算はしておりませんが、令和7年度案で試算しておりますので、この数字が現時点ではベストベターの数値となっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

委員：

7ページで、税率が乱高下しないように注意していただいておりますが、令和6年は農業所得が当然上がっていて、令和7年も米の概算が出ているので今年と同じかそれ以上に所得が上がってくるのかなとは思っていますけれども、所得割は下げても均等割と平等割を下げないというのは、どういう理由があるのかなと思うのですが。

大高課長：

今回、所得割を下げたのは、所得が大幅に増えたという理由でございます。

なので、均等割と平等割は改定しないということでございます。

所得が増えたので所得割を下げさせていただければということです。

農業所得の推移については、増えるという見込みもございますが、何分、不確定でございますので、そちらも加味しての数字になった次第でございますので、どうかよろしく願いします。

委員：

前回の3月の会議の時に、前課長が応能割と応益割は50対50がベターとのことで。

応能59.5、応益40.5と格差があつて開きがあつたので、下がって（応能54.8、応益45.2は）良かったのかなと、よく分からないのですが、私個人としては均等割と平等割ももうちょっと下がるのかなと期待感があつたので。予算の協議の時に、あわせてまた聞きたいと思います。

船木会長：

ほかにご意見ございませんか。

・・・（なしの声あり）・・・

事務局提案の原案に可決することにご異議ございませんか。

・・・（なしの声あり）・・・

本案については、原案のとおり決することに決定しました。

12. 協議事項

(2) 令和7年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）について

船木会長：

次に、令和7年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田中係長：

資料3を用いまして令和7年度国民健康保険事業勘定特別会計の6月補正予算（案）の説明をいたします。

まず歳入についてですが、保険税について、資料2で説明したとおり、税率は下がっていますが、それ以上の所得の増加により3,317万3,000円増額となっています。

県支出金のうち、特別交付金3万5,000円については、歳出の総務費の財源となっています。

繰入金については、基盤安定対策分が、現時点の賦課額を参考にした場合、2,893万8,000千円の減額となります。

事務費分の61万9,000円については、歳出の総務費の財源となっています。

続きまして、2ページ目、歳出の説明をいたします。

総務費65万4,000円についてですが、国保用のプリンターの更新費用として61万9,000円、会計年度任用職員の通勤手当として3万5,000円、合わせて65万4,000円の増額となっています。

そして、ここまでの歳入歳出の差引額423万5,000円については、基金に積み立てることとして、歳入歳出の補正額の合計は、488万9,000円となっています。説明については以上です。

船木会長：

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

委員：

くどいようですが、歳出の基金積立金について、前回もお話ししましたとおり、なぜ9,000万円の基金積立金ありきなのか。

もともとあった基金に近づけるためなのか、例えば半分にすれば、税率はまだまだ下がってくるのではないかと思いますし。

なぜ9,000万円ありきなのが私としては気になります。

大高課長：

基金積立額についてですが、先ほども触れましたが、農業所得が大幅に増加したことが一つの要因です。

それから事業費納付金が大幅に減、特殊な要因で、少なく請求がきたことが二つ目の大きな要因となっています。

積み立てありきではなく、結果的にそうなったということになります。

委員：

所得が増えれば当然、多く集めれば基金が増えるわけですがけれども。

今、物価にしる何にしる上がってきているなかで。

去年の所得から考えると、限度額が3万円上がって109万円を超える人は前年より増えるのではないかと予想されますし。

最初から9,000万円積み立てるという予算ではなくて、所得が上がったから下げようという考えだとすれば、9,500万円にして2億までもっていかなくても、今年4,500万円にしても、令和7年も所得が上がってくるとすれば、回すのは可能じゃないのかなと。

今年4,500万円にすれば、均等割や平等割を下げることは可能なのかなと。

負担する側とすれば、多めの基金なのかなと思います。

私個人の意見ですがけれども、そう思います。

大高課長：

委員おっしゃるとおりですが、応能割と応益割の割合があります。

改正案の応能割と応益割は55対45になっていますが、均等割と平等割を下げると応能応益の割合が崩れることになり、今回は均等割と平等割を下げなかったというのが一つです。

それから、税率を下げたらどうかということについてですが、今回、いろいろな検討をしました。

3パターンの試算をしましたが、農業所得は不確定なところもありますし、あまり下げすぎますと、次年度に影響があったり、県の通知文にもありましたので、結果、案で示した税率にさせていただいた次第です。

確かに、目標としていた2億を少し超えるのではありますが、ご了承をお願いします。

委員：

あくまでも意見なので。

確かに所得割を極端に下げるのは大変でしょうが、仮に、均等割を少し下げて29,400円を28,400円にすれば、2年間は予算は可能ではないでしょうか。

前の会でも話したように、税率をあまり見直ししないと必ずどこかでしっぺ返しがかかると思うので、2年か3年に1回改正した方が現実的だと思うし。

今回のように所得が増えた時は、ある程度、均等割と平等割も下げた方が何となく印象がいいかなという感じがするんですけども。

皆さんはどう思いますか。

大高課長：

今回、均等割と平等割を下げますと、応益が下がってしまいますので、応能応益のバランスがさらに崩れてしまいます。

委員：

55対45が、限りなく50に近づいてくるのでは。

委員：

逆だな。

委員：

逆か。

でも40まではいかないですよ。

委員：

世帯数と被保険者数が足りないから、応益が足りなくなる。

所得が多くなるほど、割合が開くということになると思う、現状から言えば。

その兼ね合いが、担当とすれば難しいんだ。

世帯と所得の構成比が、現実的に世帯が低いために。

今回所得率を下げたとしても、所得がまた上がっていけば、50対50にするのは本当に大変だと思う。

委員：

9,000万円基金を積むのに抵抗があるので、そこを減らせば、もうちょっと

違った税率改正もできたのではないのかなと。

大高課長：

今回の税率改正にあたって基金積立金の額は気になった点ではありますが、所得が大きく増加したことで令和8年度以降は事業費納付金が令和6年度と同等以上になることがあるため、令和7年度は特に基金積立金が目立ちますけれども、来年度以降のことを加味して試算のうえ今回の税率案となりました。

委員：

目標の2億円があると、予算に余裕ができるのかなと。

以前も基金を取り崩しながらきたわけですが、いざ予算を組む時は、この額はそんなに大きな額ではないと思うんです。

その辺も加味しながら、委員さん、バランスを考えるとということで、お願いしてはどうか。

委員：

農業に限って言えば令和6年と令和7年の所得が見込まれるので、今年下げれば同じように推移していくのかなと、私が担当課に居たときに国保の改正があって2億積んだのですが。

納める人にすれば、今回9,000万円でなくても4,500万円でもいいのではと感じるんですね。

議会で質問があれば乗り切れるのかなと、根拠があればいいんですけど。

個人的な意見です。

船木会長：

その他にご質問はありませんか。

それでは、他に質疑がないようなので事務局提案のとおり決してよろしいでしょうか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありますので、本案については、原案のとおり決することに決定しました。

予定した次第が全部終了しましたが、その他で何かございませんか。

12. 閉会

午後2時25分

船木会長：

予定した次第が全部終了しました。

これをもちまして閉会いたします。

この会議の顛末を記載して相違ないことを証明するために署名する。

令和7年5月26日

議事録署名員 会 長 船木 政廣

委 員 加賀谷 由美子

委 員 戸松 大輔